

仕 様 書

1 件名 文化センター園庭遊具保守点検委託

2 履行場所及び点検対象遊具

- (1) 履 行 場 所 別表 1 に掲げる文化センター 5 館及び及び定期点検一覧のとおり
- (2) 点検対象遊具 当該敷地内に設置された遊具 10 基とする。

3 点検回数及び実施時期

- (1) 点検は、各年度 1 回実施する。
- (2) 点検を実施する際は、事前に各文化センター所長と連絡調整の上、点検日時を設定すること。

4 点検内容

- (1) 別表 2 「点検項目一覧表」に基づき点検を実施し、ハザード診断を行うこと。
- (2) 点検に当たっては、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 3 版）」（令和 6 年 6 月）及び一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」を参照すること。また、ボルトの増し締め、注油等の軽微な修理が必要な箇所は、本委託契約金額の範囲内で修理すること。
- (3) 点検の結果、直ちに使用を禁止することが妥当と判断した遊具については、各文化センター所長の了承を得た上で、ロープ等により使用できないよう処置し、使用禁止の表示その他事故防止のための安全対策を施すこと。
- (4) 点検作業終了時に、当該文化センター所長へ点検結果及び遊具の状況を口頭で説明すること。

5 提出書類

(1) 報告書

- ア A 4 判で文化センター別にインデックスを付したものの 2 部及び電子データを、地域コミュニティ課コミュニティ推進係へ提出すること。
 - イ 別表 2 「点検項目一覧表」の項目ごとに点検結果及び劣化等の状況を記載し、要修理箇所については優先順位を明記すること。
 - ウ 次のとおり記録写真を添付すること。
 - (ア) 不良箇所撮影
点検により発見された不良箇所について、状態が分かるように撮影し、不良の内容及び改善方法を記載すること。
 - (イ) 点検作業状況撮影
遊具ごとに点検作業中の写真を撮影し、撮影の際は看板を写すこと。
 - (ウ) 軽微な修理箇所の撮影
4 (2) により軽微な修理を実施した箇所について、修理前及び修理後の写真を添付し、作業内容を記載すること。
- ### (2) 修理見積書
- 4 (2) 及び (3) により発見された不良箇所について、修理見積書を各 1 部提出すること。

6 一般事項

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守すること。
- (2) 各文化センター敷地内への入退所時は、必ず事務室に連絡すること。
- (3) 各文化センターの施設、設備、器具等を破損又は汚損しないよう十分注意すること。
- (4) 作業員の服装、態度及び言動について、施設利用者及び訪問者に悪印象を与えないよう十分注意すること。

- (5) 業務上の行為により、文化センター又は施設利用者等に損害を与えた場合は、受託者が賠償の責任を負うこと。
- (6) 業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (7) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度委託者と受託者が協議して定める。

7 特記事項

本点検は、遊具の安全基準に関する知識を有する者が実施すること。公園施設製品安全管理士若しくは公園施設製品整備技士（一般社団法人日本公園施設業協会認定）又は遊具施設診断士（一般社団法人日本子ども学育協会認定）の資格を有する者を現場責任者とし、事前に認定証等の写しを提出した上で従事させること。

別表 1 対象施設及び点検対象遊具

番号	施設名	所在地	点検対象遊具（各 1 基）
1	白糸台文化センター	府中市白糸台 1 丁目 6 0 番地	一方向滑り台、砂場
2	西府文化センター	府中市西府町 1 丁目 6 0 番地	一方向滑り台、二連ブランコ
3	武蔵台文化センター	府中市武蔵台 2 丁目 2 番地	砂場
4	是政文化センター	府中市是政 2 丁目 2 0 番地	一方向滑り台、二連鉄棒、砂場
5	紅葉丘文化センター	府中市紅葉丘 2 丁目 1 番地	二連ブランコ、砂場

対象施設は 5 館、点検対象遊具は合計 1 0 基とする。

別表 2 点検項目一覧表

対象遊具	点検項目
すべり台	溶接部、各結合ボルト及びナットの欠損、ゆるみ
	滑り面の欠損
	支柱の腐食及び曲がり
	塗装
砂場	笠木の腐食及び曲がり
	砂の減り
ブランコ	溶接部、各結合ボルト及びナットの欠損、ゆるみ
	スイング部分等の摩耗
	支柱及び座板の腐食及び曲がり
	塗装
鉄棒	溶接部、各結合ボルト及びナットの欠損、ゆるみ
	ソケットの欠損及びパーの曲がり
	支柱の腐食及び曲がり
	塗装